

10. 近郊緑地保全区域(近郊緑地特別保全地区)

(国土交通省のホームページ及び首都圏近郊緑地保全法・都市緑地法より抜粋)

概要

近郊緑地保全区域とは、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地として、国土交通大臣が指定した区域のことです。(首都圏近郊緑地保全法第3条第1項)近郊緑地とは、近郊整備地帯内の緑地であって、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているもののことです。(首都圏近郊緑地保全法第2条第2項)

近郊緑地特別保全地区とは、近郊緑地保全区域内の特別緑地保全地区(都市緑地法12条第1項)で近郊緑地保全区域内において、近郊緑地の保全のため特に必要とされるものとして定められた地区のことです。(首都圏近郊緑地保全法第4条第2項第3号及び第5条第1項)

近郊緑地特別保全地区内における行為の制限

近郊緑地特別保全地区に定められた土地においては、一定の行為について許可を受ける(都市緑地法)必要があります。 (国土交通省HPより)

特別緑地保全地区内においては、次に掲げる行為は、都道府県知事等の許可を受けなければ、してはならない。(都市緑地法第14条第1項)

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 (その他省略)

近郊緑地保全区域の対象

都市緑地法第3条第3項及び第4項で首都圏(1都7県)と近畿圏(2府4県)の近郊緑地保全区域として定義しているため、制度上、**道内**での近郊緑地保全区域及び近郊緑地特別保全地区として定められた区域及び地区は**存在し** カ-20



11. 景観計画区域

(北海道のホームページより抜粋)

概要

景観計画区域とは、景観法第8条の規定に基づき、北海道景観計画によって定められた区域のことです。

景観計画区域における行為の届出

景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、 行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に **届け出なければならない**。(景観法第16条第1項)

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 二 **工作物の新設**、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い 景観行政団体の条例で定める行為

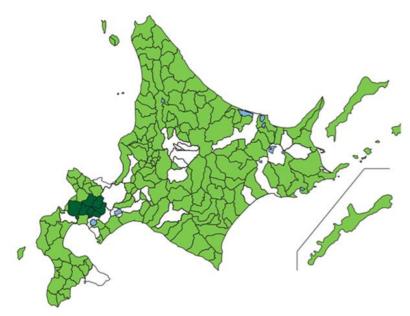
北海道への届出が必要な地域は、北海道全域が対象になっています。



(北海道のホームページより抜粋)

11. 景観計画区域

[北海道景観計画区域図]



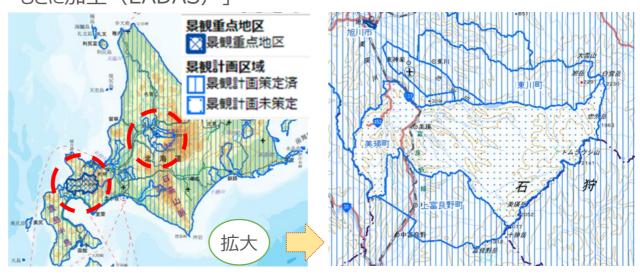
: 景観計画区域(一般区域)

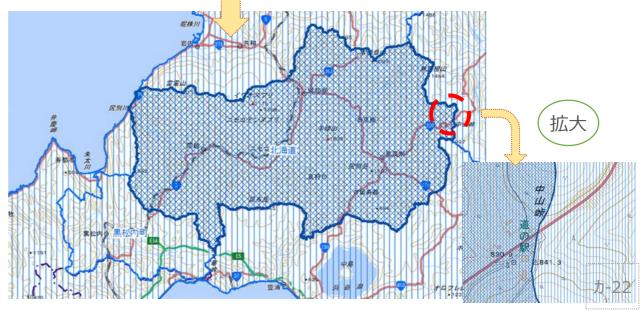
: 景観計画区域(羊蹄山麓広域景観形成推進地域)

※景観計画区域には、地先公有水面を含む。

: 景観行政団体である市町村の区域

札幌市、旭川市、函館市、東川町、清里町、 美瑛町、平取町、小樽市、長沼町、当別町、 黒松内町、釧路市、上富良野町、栗山町、 北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、 伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町 [国土交通省「国土数値情報(景観計画区域)平成26年」を もとに加工(EADAS)]







12. 景観資源

(環境省のホームページより抜粋)

概要

景観資源とは、景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるもののことです。 景観資源としては、自然資源、人文景観資源及び地域景観資源で構成されています。 各景観資源の主な例は以下のとおりです。

・ 自然資源 : 山岳、高原、原野、湿原、湖沼、峡谷、滝、河川、海岸、岬、島嶼、岩石・洞窟、植物・

森林、自然現象

人文資源: 史跡・名勝、社寺、城跡・城郭

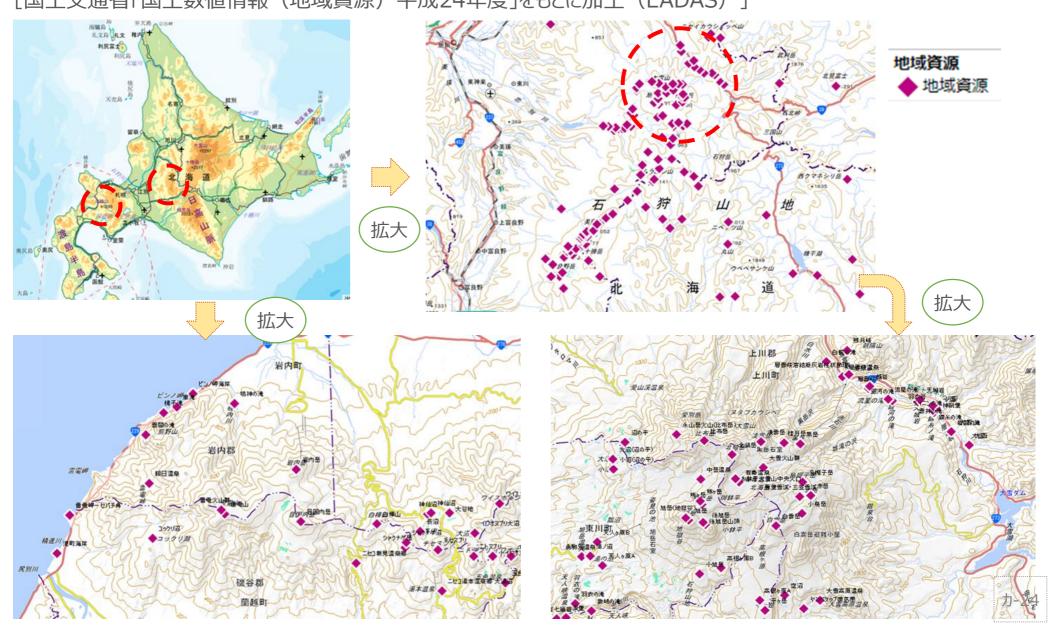
・地域景観資源 : 建築物、樹木、緑地、河川、道路、橋梁



12. 景観資源

(環境省のホームページより抜粋)

[国土交通省「国土数値情報(地域資源)平成24年度」をもとに加工(EADAS)]





13. 景観重要建造物

(景観法より抜粋)

概要

景観重要建造物とは、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で国土交通省令で定める基準に該当するものとして、景観行政団体の長が指定した建造物のことです。(景観法第19条第1項)

景観重要建造物における現状変更の規制

景観重要建造物に対しては、何人も、**景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要建造物の増築、** 改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をしてはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。(景観法第22条第1項)

景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要建造物の 良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。(景観法第22条第2項)



13. 景観重要建造物

(国土交通省、市町村及び環境省のホームページより抜粋)

「景観重要建造物の指定状況]

(平成25年1月1日時点)

【景観重要建造物:288件】

·北海道札幌市: 2件

北海道黒松内町:6件

·北海道東川町:2件

青森県弘前市: 6件

青森県八戸市:6件

·岩手県盛岡市: 1件

· 山形県 : 1件

· 山形県米沢市: 2件

·山形県大江町:2件

·福島県白河市: 2件

·茨城県土浦市: 3件

• 群馬県高崎

·埼玉県

埼玉県さい

•千葉県船標

•東京都江東

(以降省略)板槽

•東京都江戸

•神奈川県

•神奈川県銀

•神奈川県追

神奈川県7

[景観重要建造物]

第1号「日本福音ルーテル札幌教会」

所在地: 札幌市中央区南12条西12丁目2-27

建設年:昭和9(1934)年

構造:木造

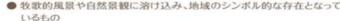
指定年月日:平成21 (2009) 年3月31日

その他: 教会行事がなければ見学可(許可を得てか

ら観覧してください)

1)景観重要建造物

町民や黒松内に訪れる方々に親しまれている建造物で、公共空間から 誰もが容易に見ることができ、次の項目に該当する建造物については、 所有者の意見を聞いた上で、景観重要建造物として指定します。



● 優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの

地域の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特するもの



指定番号 指定第1号

名称

指定年月日 令和3年3月31日

位置 北見市南仲町1丁目7番28号

[国土交通省「国土数値情報(景観重要建造物・樹木)平成26年」を もとに加工(EADAS)]





14. 景観重要樹木

(景観法より抜粋)

概要

景観重要樹木とは、景観計画に定められた景観重要樹木の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な樹木で国土交通省令で定める基準に該当するものとして、景観行政団体の長が指定した樹木のことです。(景観法第28条第1項)

景観重要建造物における現状変更の規制

景観重要樹木に対しては、何人も、**景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植を**してはならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。(景観法第31条第1項)

景観行政団体の長は、前項の許可の申請があった場合において、その申請に係る行為が当該景観重要樹木の良好な景観の保全に支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。(景観法第22条第2項の読み替え)(景観法第31条第2項)



14. 景観重要樹木

「景観重要樹木の指定状況〕

(平成25年1月1日時点) 【景観重要樹木:489件】

 ・山形県米沢市: 1件
 ・東京都板橋

 ・山形県大江町: 3件
 ・東京都江戸

 ・茨城県土浦市: 1件
 ・神奈川県植

 ・埼玉県さいたま市: 3件
 (以降省略)県村

 ・埼玉県戸田市: 4件
 ・神奈川県植

 ・千葉県我孫子市: 6件
 ・神奈川県平

 ・東京都新宿区: 3件
 ・神奈川県邦

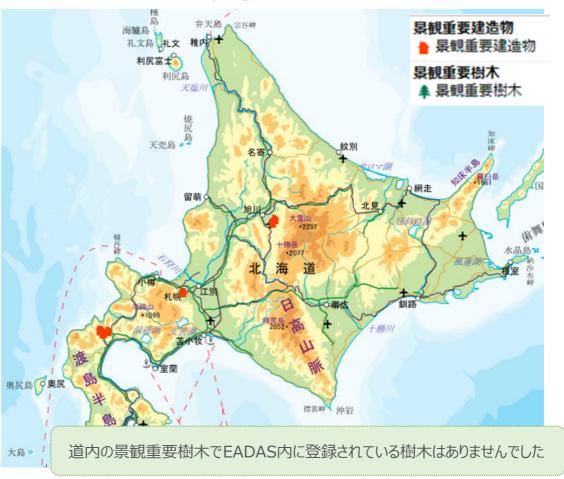
[景観重要樹木]



ケンとメリーの木

(国土交通省及び市町村のホームページより抜粋)

[国土交通省「国土数値情報(景観重要建造物・樹木)平成26年」 をもとに加工(EADAS)]



○ 景観重要樹木の検索で、該当地(区域)を表示している地図は見つかりませんでした



15. KBA (ケービーエー)

(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンのホームページより抜粋)

概要

KBAとは、Key Biodiversity Areaの頭文字で、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域、という意味です。 世界的にみて絶滅の危機に瀕した種が生息する地域は重要という「危機性」と、ある種の存続が特定の場所に依存 している場合、その場所は重要という「非代替性」という考え方が、世界で統一された選定の基準になっています。 KBAの条件を満たしていると考えられるものの、選定の根拠となる種の分布情報が不足しているなどの理由で地域を 特定できない場合は、KBAの「候補」として記録されます。

KBAと他の取り組みの関係

日本野鳥の会選定したIBAに、鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展したものがKBAです。

従って、IBAは全てKBAになります。

さらに、分布が1か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域は、AZE (Alliance for Zero Extinction)

サイトとして世界中で把握されていますが、これもKBA の条件を満たします。

この他、日本では選定されていませんが、植物についての重要地域であるIPA (Important Plant Area)が選定されている国・地域では、これも同様にKBAに含まれます。

